

## 2023 四国女子サッカーリーグ 大会要項

- 1.主 旨 四国内における女子サッカーの技術向上と、健全な心身の育成を図り広く女子サッカーの普及振興に寄与することを目的とする。
- 2.主 催 (一社)四国サッカー協会
- 3.主 管 (一社)香川県サッカー協会、(一社)徳島県サッカー協会  
(一社)高知県サッカー協会、(一社)愛媛県サッカー協会
- 4.期 間 2023 年 4 月 9 日～10 月 22 日
- 5.参加資格
  - (1)各県により決定された代表チームで(公財)日本サッカー協会に「女子」の種別で登録した加盟登録チームであること。
  - (2)中学生(2011 年 4 月 1 日以前に生まれたもの)以上の女子選手であること。
  - (3)(公財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別チームに所属する選手を移籍手続きを行うことなく本リーグに参加させることができる。但し、参加する選手について、以下のすべてを満たしていること。
    - ①上記の(2)を満たしていること。
    - ②下記種別区分のチームに所属すること。
      - (ア)参加チームの種別区分が「L リーグ・一般・レディース・大学」の場合:同一「クラブ」内のチーム登録種別区分「高校」・「クラブ(高校生)」・「中学」・「クラブ(中学生)」のチーム
      - (イ)参加チームの種別区分が「高校・クラブ(高校生)」の場合:同一「クラブ」内のチーム登録種別区分「中学」・「クラブ(中学生)」のチーム
  - (4)外国籍選手:5 名まで登録でき、1 試合 3 名まで出場できる。
  - (5)下記の登録変更期間中に登録選手を変更することができる。
    - ①第 1 回登録変更期間:2023 年 6 月 14 日～6 月 27 日
    - ②第 2 回登録変更期間:2023 年 8 月 14 日～8 月 25 日選手が大会期間中に移籍した場合、該当選手は移籍後から(5)①・②に定めている登録期間変更期間までは異なるチームから出場することはできない。
  - (6)選手変更届は、当該試合の 1 週間前までにリーグ運営委員長に必要書類を提出し、四国女子委員長了承後、当該試合から出場することができる。
- 6.参加料 135,000 円

## 7.競技方法

- (1)大会実施年度(公財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。年度中に競技規則の改定があれば9月1日から適用とする。
- (2)6チーム総当り2回戦を実施する。
- (3)参加申し込みした選手のうち、各試合の登録選手は最大18名とする。
- (4)リーグ戦の順位の決定方法は、勝ち3点、引き分け1点、負け0点の勝ち点により、勝ち点の多いほうを上位とする。但し、勝ち点の合計が同一の場合は以下の項目の順に順位を決定する。
  - ①全試合の総得失点差の多いチームを上位とする。
  - ②全試合の総得点の多いチームを上位とする。
  - ③当該チーム同士の対戦成績で勝者を上位とする。当該チーム同士の勝ち点と同じ場合、2試合の得失点合計が多い方を上位とする。
  - ④下記に基づくポイント合計がより少ないチーム
    - (ア)警告1回 1ポイント
    - (イ)警告2回による退場1回 3ポイント
    - (ウ)退場1回 3ポイント
    - (エ)警告1回に続く退場1回 4ポイント
  - ⑤上記①～④の全項目において同一の場合は、抽選(当該チーム立会による)とする。
- (5)試合時間は80分(前・後半40分)とし、ハーフタイムのインターバルは10分とする。
- (6)競技者の数
  - 競技者の数：11名
  - 交代要員の数：7名以内
  - 交代を行うことができる数：5名以内(ただし、後半の交代回数は3回以内とする)
  - ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数：3名以内※交代して一度退いた競技者はその試合に再び出場することはできない。

## (7)役員の数

ベンチ入りできる役員の数：6名以内

※ベンチ入りする役員の数に6名に達していない場合に限り、大会登録選手内であれば、試合登録18人に漏れた選手がベンチ入りできる。ただし、役員とあわせて6名以内とする。試合の登録18人に漏れた選手がベンチ入りする場合は、試合登録18人とは別のピブス等を着用するなどして区別すること。

## 8.懲罰

- (1)本リーグは、(公財)日本サッカー協会の「懲罰規程」に則り、大会規律委員会を設ける。
- (2)大会規律委員会の委員長は四国女子委員長とし、委員については四国女子委員長、リーグ実行委員長とする。
- (3)本リーグ期間中に警告を2回受けた選手は次の1試合に出場できない。
- (4)本リーグ期間中、退場を命じられた選手は、自動的に次の1試合に出場できず、それ以降の処置については大会規律委員会で協議し、四国サッカー協会規律裁定委員会が決定す

る。

(5) 本リーグの警告の累積は次年度リーグに持ち越されない。

(6) 諸規定、実施要項に記載事項にない懲罰に関する事項については、大会規律委員会にて決定する。

## 9.ユニフォーム

(1) 本協会のユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用しなければならない。

(2) Jクラブ傘下のチームについては、公益社団法人日本プロサッカーリーグ(Jリーグのユニフォーム要項に認められたユニフォームであれば使用を認められる。また、日本女子サッカーリーグ傘下のチームについては、一般社団法人日本女子サッカーリーグのユニフォーム要項に認められたユニフォームであれば使用を認められる。ただし一部でも仕様が異なる場合は認められない。この際、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得ない場合、審判員用のカラーシャツを複数色、チームで準備出来る場合のみ使用を認められる。

(3) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)については、正の他に副として正と色彩が異なり判別しやすいユニフォームを参加申込書の際に記載し、各試合に必ず携行すること(FP・GK用共)。本協会に登録されたものを原則とする。

(4) シャツの前面・背面に参加申込の際に登録した選手番号を付けること。ショーツの選手番号についてはつけることが望ましい。

(5) ユニフォームへの広告表示については公益財団法人日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に基づき承認された場合のみこれを認める。

(6) ストッキング(ソックス)の上にテープやバンテージを巻く場合、そのテープ等の色は問わない。但し、チームで統一したものに限る。

## 10.表彰

優勝チーム及び得点クイーンを表彰する

優勝チーム：賞状、カップ

得点クイーン：盾

## 11.次年度参加資格

2023 年でしこリーグ2部入替戦に勝利したチームがある場合、または本リーグを退会するチームがある場合、上位リーグからの降格が決定したチームが次年度四国女子リーグに参加を希望する場合、2024 四国女子サッカーリーグのチーム数は6となるよう、2023 四国女子リーグの成績によって下位のチームの残留や自動降格や入替戦の勝敗によって調整する。

## 12.入れ替え

各県から1チームまでの参入決定戦参加チームを募集する。

(1) 参入決定戦参加希望が4チームの場合

本リーグ6位チームは自動降格、5位チームは参入決定戦の2位チームと入替戦を行う。

参入決定戦優勝チームは自動昇格とする。

(2)参入決定戦参加希望が3チームの場合本リーグ6位チームが参入決定戦に参加し、4チームでトーナメントを行う優勝チームが次年度本リーグへ参加。

(3)参入決定戦参加希望が2チームの場合本リーグ6位チームと参入決定戦に勝利したチームと入替戦を行う。

(引き分けの場合は四国リーグ6位のチームが残留)

(4)参入決定戦参加希望が1チームの場合本リーグ6位チームと入替戦を行う

(引き分けの場合は本リーグ6位チームが残留)

(5)参入決定戦及び入替戦の要項は別途作成する

(6)参入決定戦実施日：2023年12月16日、12月17日、12月23日、12月24日

(7)入替戦実施日：2024年1月20日

### 13.参加申込

(1)参加申込書・プライバシーポリシー同意書に必要事項を記入の上、期日までに事務局宛に送付すること。

参加申し込み人数の上限は設けない。

(2)運営担当:片岡(鳴門渦潮)までメールでも送付をする事。

(3)申込締切日:2023年3月22日(水)必着(郵送)

(4)申込先:〒772-0032

徳島県鳴門市大津町吉永595 鳴門渦潮高校女子サッカー部 片岡宛

### 14.選手証

各試合の登録選手は、原則として(公財)日本サッカー協会発行の選手証を試合会場に持参すること。なお、写真貼付により顔が認識できるものであること。

※選手証とは、(公財)日本サッカー協会 WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧表を印刷したもの、またスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示す。

注:本リーグではスマートフォンや PC 等の画面に表示した確認方法はなるべく利用せず、行っても数名までとする。(紛失や破損のリスクがあることと、確認もより早く正確に行うため)

### 15.その他

(1)試合会場では役員・係員の指示に従いサッカー選手・関係者としてのマナー向上を心がける。大会規定に違反し、その他不都合な行為があった時は、そのチームの出場を停止する。

(2)落雷等、自然災害の発生時においては、大会本部の判断により試合を中止とすることがある。中止された試合については再試合を原則とするが、別途定めるところにより打ち切り試合にすることがある。この場合の大会本部とは女子委員長・副委員長・本リーグ運営委員長・副運営委員長をさすものとする。

(3)リーグ期間中における事故・けが等について、主催者側は一切の責任を負わない。万一

の事故に備えて各チームでスポーツ安全保険等に加入しておくこと。

- (4)大会要項に規定されていない事項については大会本部において協議の上決定する。
- (5)出場を辞退するようなことになった場合、同チームが関係するリーグ戦全ての試合結果を抹消し、同チームは「降格」とする。その後の処置は所属協会に委ねる。
- (6)1名以上の運営委員を帯同し、リーグの運営に協力できること。
- (7)ボールについてはモルテン社製ヴァンタッジオ 4900(品番 F5A4900)とし、マルチボールを採用する。なお、試合の際には両チームともに試合球を会場まで持参すること。
- (8)マッチコーディネーションミーティングを各試合競技開始時間の70分前に実施する。
- (9)メンバー提出用紙は、試合開始70分前までに所定の場所に出場選手の登録選手証と共に提出する。(ユニホームカラーは無記入)
  - ※登録選手証は、第1節のみ。
  - ※メンバー提出用紙は4部提出すること。
- (10)交代用紙は、各県で使用している交代用紙を使用する。

#### 16.問い合わせ

四国女子サッカーリーグ運営委員長:片岡 真子(徳島県立鳴門渦潮高等学校)